

秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第13条の2第3項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において秋田県選挙管理委員会分室が処理すべき事務を次のとおり定める。

平成26年11月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

処理すべき事務

- 1 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
- 2 腕章及び街頭演説用標旗の交付
- 3 選挙事務所に関する届出の受理
- 4 出納責任者に関する届出の受理
- 5 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
- 6 選挙公報の届出の受理等に関する事務
- 7 選挙公営に関する事務
- 8 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 9 当選の告知及び当選証書の交付
- 10 その他委員長が指定するもの